

令和2年度

下 第 ( 3 ) 号

小矢部市下水道マンホールポンプ 保守点検業務

業 務 委 託 設 計 書

小 矢 部 市

令和2年度

小矢部市役所

# 設 計 書

小矢部市 市内一円

## 小矢部市下水道マンホールポンプ 保守点検業務

業務金 ￥ ー

内 訳

第 号	業務 大要	(公共)			
		・西福町地内マンホールポンプ	2 基	・蟹谷地内マンホールポンプ	11 基
(3)		・石動、埴生地内マンホールポンプ	19 基	・荒川地内マンホールポンプ	4 基
		・松沢地内マンホールポンプ	24 基	・藪波地内マンホールポンプ	4 基
		・津沢地内マンホールポンプ	12 基	・子撫地内マンホールポンプ	2 基
		・水島地内マンホールポンプ	2 基	計	80 箇所
		(集排)			
		・田川地内マンホールポンプ	4 基		
		・藪波地内マンホールポンプ	5 基		
		・北蟹谷地内マンホールポンプ	21 基		
		計	30 箇所		

業 務 委 託 費 内 訳 書								
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
		直接業務費						
			保守点検業務	式	1			
			異常通報監視待機業務	式	1			
			その他の業務	式	1			
			計					
			直接経費	式	1			
			技術経費	式	1			
			間接経費	式	1			
		業務原価	計					
			諸経費	式	1			
		業務価格	計					
		同 上						改め
			消費税	式	1			業務価格の10%
		業務委託費						

第1号代価表 保守点検業務						
種 目	形 状・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者		人				
副 総 括		人				
主 任		人				
技 能 員 (A)		人				
技 能 員 (B)		人				
計						
第2号代価表 異常通報監視待機業務						
種 目	形 状・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者		人				
副 総 括		人				
主 任		人				
技 能 員 (A)		人				
技 能 員 (B)		人				
計		箇所				
異常通報監視待機業務		箇所				

第3号代価表						
そ の 他 の 業 務						
種 目	形 状・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者		人				
副 総 括		人				
主 任		人				
技 能 員 (A)		人				
技 能 員 (B)		人				
そ の 他		人				
計						
第4号代価表						
直 接 経 費						
種 目	形 状・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通整理員	その他	人				交通整理員B
トラッククレーン	4t積、2.9t吊	時間				建設機械等損料算定表
ポンプオイル		リットル				
作業車	2tトラック・小型高压洗浄機	日				建設機械等損料算定表
高压洗浄、汲取り	汚泥吸排車(積載3.5t) 洗浄車(2tダンプ、小型高压洗浄機)	回				西福町第1P 0.5日×2回/年
マンホールサイホン管 高压洗浄、汲取り	汚泥吸排車(積載5.5t) 2tトラック・小型高压洗浄機	回				坂又伏せ越し 0.5日×3回/年
率計上費		式				直接業務費の4%
計						

○労務単価の算定基準

職種別労務単価基準額

年度別公共工事設計労務単価の電工労務単価を基準とする。

職種別単価は補正值にて算出基準とする。

職種別労務単価基準額算定

表A-1

① 電工労務単価 (円/人・日) 令和2年度	職 種	② 補正率	③=①×② 職種別労務単価	
			計算値 (円/人・日)	計上値 (円/人・日)
国交省通知 令和2年2月14日付け	業務総括責任者			
	副 総 括			
	主 任			
	技能員 (A)			
	技能員 (B)			
	そ の 他			

○職種別業務人数の算定基準

保守点検業務と洗浄業務の積み上げとする。

通常点検業務は2人体制、定期点検業務は3人体制とする。

職種別業務人数は構成比率にて算出する。

業務職種別業務人数 表A-2

① 基準人数 (点検体制) (人/日)	②基準日数			③=①×② 延べ 業務人数 (人)	職種別業務人数			
	保守点検 所要日数 (日)	洗浄業務 所要日数 (日)	計 (日)		職 種	④ 比 率 (%)	③×④ 計算値 (人)	計上値 (人)
通常点検	通常点検	通常点検			業務総括責任者	5		
					副 総 括	15		
定期点検	定期点検	定期点検			主 任	30		
					技能員 (A)	25		
					技能員 (B)	25		
					そ の 他	—		
						—		
	表B-1	表B-2			人 数 計	—		

○異常通報監視待機業務の基準

1) 基準人数

異常通報監視待機 2人 対象待機施設数=110箇所

2) 基準日数

異常通報監視待機日数= 46 日/年  
 (勤務数241日×20分/回+勤務外日数((365日-241日)×24h)+(241日×16h))/8h×20分/回)÷480分/日  
 業務内訳 異常通報監視待機  
 異常発生処置連絡  
 異常発生簡易対応処置  
 施設の復旧履歴確認

異常通報監視待機業務職種別業務人数計算表 表A-4

監視方式	① 基準 人数 (人/日)	② 基準 日数 (日)	③ 補正	④=①×② 年間延べ 業務人数 (人)	職種別業務人数		
					職 種	⑤職種 構成比率 (%)	⑥ 人 数 (人)
監視待機業務 計			1 (単年)		業務総括責任者	5	
					副 総 括	15	
					主 任	30	
					技 能 員 (A)	25	
					技 能 員 (B)	25	
					そ の 他	—	
					人 数 計	—	

○その他業務職種別業務人数の算定表  
 点検事務人数 1人 (0.05人/施設)  
 通常点検及び定期点検業務処理

巡回調査業務人数 1人 (0.05人/施設)  
 施設ポンプ運転時間及び運転回数並びに運転値調査業務処理

遠方集中監視業務職種別業務人数計算表 表A-5

① 基準日数 (業務体制)	①					⑥=①×⑤ 年間延べ 業務人数 (人)	職種別業務人数			計上値 (人)
	② 所要日数 (人/回)	監視 箇所数 (箇所)	③ 巡回調査 (回数)	④ 事務業務 (点検回数)	⑤ 計 (日)		職 種	⑦職種 構成比率 (%)	⑥×⑦ 人 数 (人)	
事務業務	事務業務				②×④		業務総括責任者	0		
							副 総 括	0		
							主 任	10		
巡回業務	調査業務				②×③		技能員 (A)	0		
							技能員 (B)	20		
							そ の 他	70		
								—		
計							人 数 計	—		

○点検業務補正の基準

※区間距離5Km単位の場合は、20%割増とする。  
 ※マンホール深さ4.0m以上の場合は、保守点検作業時間の20%を補正する。  
 ※マンホール径φ1500若しくは4.0m以上は、洗浄業務時間の20%を補正する。  
 保守点検常務の基準

注:各点検において、有資格者の配置を義務付ける  
 第2種酸素欠乏症危険作業主任  
 第2種電気工事士  
 小型移動式クレーン運転技術講習  
 玉掛技能講習

ホ°ン°口径	通常点検 (2台)		定期点検 (2台)		保守点検 (1台)	
	保守点検	高压洗浄	保守点検	高压洗浄	通常点検	定期点検
50A	0.85	0.40	2.55	0.60	0.73	2.20
80A	1.00	0.40	3.00	0.60		
150A	1.20	0.40	3.60	0.60		





点検対象集落排水マンホールポンプ場

対象地区 田川、藪波北部、北蟹谷 地区

点検対象施設表

※ 記号は通報装置設置箇所

管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	ポンプ能力 (m <sup>3</sup> /min)	流入量 (m <sup>3</sup> /日)	交通整理員 配置箇所	R2					
							通常点検 (回)	定期点検 (回)				
NO.1	田川第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.21	80×2.2	0.186	4.56		1					
NO.2	田川第2汚水中継ポンプ場	φ 1500×2.52	80×3.7	0.186	25.97		1					
※NO.3	田川第3汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.80	80×5.5	0.193	149.47		1					
※NO.4	田川第4汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.79	80×2.2	0.321	131.74		1					
※NO.5	矢水町第4汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.78	65×1.5	0.251	51.68		1					
※NO.6	矢水町第5汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.84	100×5.5	1.046	231.36	○	1					
※NO.7	矢水町第3汚水中継ポンプ場	φ 900×3.64	65×1.5	0.251	0.39		1					
※NO.8	矢水町第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.16	65×1.5	0.251			1					
※NO.9	矢水町第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.83	65×2.2	0.402	73.09		1					
※NO.10	棚田汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.75	80×2.2	0.546	58.52		1					
※NO.11	松尾第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5	0.251	10.56		1					
※NO.12	松永汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5	0.251	7.47		1					
※NO.13												
※NO.14	北一第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.79	65×1.5	0.251	1.32		1					
NO.15												
※NO.16	北一第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.70	65×1.5	0.251	9.45		1					
※NO.17	八講田第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5	0.251	4.37		1					
※NO.18	八講田第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5	0.251	0.60		1					
※NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	φ 900×3.97	65×1.5	0.251	0.41		1	1				
※NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.47	65×1.5	0.251	6.06	○	1	1				
※NO.21	末友第2汚水中継ポンプ場	φ 900×3.70	65×1.5	0.251	8.30		1					
※NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.23	65×1.5	0.251	8.10		1	1				
※NO.23	末友第3汚水中継ポンプ場	φ 900×3.30	65×1.5	0.251	5.91		1					
※NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	φ 900×4.05	65×1.5	0.251	3.81		1	1				
※NO.25	臼谷第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.91	65×1.5	0.251	0.09		1					
※NO.26	臼谷第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.03	65×1.5	0.251	0.21		1					
※NO.27	臼谷第4汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.81	65×1.5	0.251	1.45	○	1					
※NO.28	臼谷第5汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.82	65×1.5	0.251	0.24		1					
※NO.29	臼谷第6汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.16	65×1.5	0.251	0.99		1					
※NO.30	臼谷第7汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.85	65×1.5	0.251	0.39		1					
NO.31												
NO.32	臼谷第9汚水中継ポンプ場	φ 900×4.09	65×1.5	0.251	0.01		1					
NO.33	臼谷第10汚水中継ポンプ場	φ 900×2.85	65×1.5	0.251	0.01		1					
計	30ポンプ場					3箇所	30回	4回				

保守点検所要日数(日)

通常点検所要日数 表B-1 ※記号は通報装置設置箇所

管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員 配置人数	点検回数	点検所要時間 (hr)	点検所要日数 (日/回)	年間所要日数 (日)	交通誘導員 (人)
※NO.1	西福町第1汚水中継ポンプ場	φ1500×3.60	80×2.2	1	1.0	1.0	0.125	0.13	0.13
※NO.2	西福町第2汚水中継ポンプ場	φ1200×3.60	65×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
※NO.3	今石動汚水中継ポンプ場	φ1500×5.54	80×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.4	小矢部町汚水中継ポンプ場	φ900×3.59	65×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
※NO.5	泉町汚水中継ポンプ場	φ1200×3.53	80×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
※NO.6	西町第1汚水中継ポンプ場	φ1200×3.43	80×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
※NO.7	綾子第2汚水中継ポンプ場	φ1500×7.58	100×3.7	2	1.0	1.2	0.150	0.15	0.30
※NO.8	綾子第1汚水中継ポンプ場	φ1800×6.23	150×5.5	2	1.0	1.2	0.150	0.15	0.30
※NO.9	綾子第3汚水中継ポンプ場	φ1500×4.82	80×3.7		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.10	島1号汚水中継ポンプ場	φ1500×5.14	80×2.2		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.11	赤倉汚水中継ポンプ場	φ1500×6.94	100×5.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.12	野寺汚水中継ポンプ場	φ1500×3.50	80×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
※NO.13	水牧2号汚水中継ポンプ場	φ1500×5.12	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.14	水牧1号汚水中継ポンプ場	φ1500×4.86	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.15	高木出汚水中継ポンプ場	φ1500×6.24	100×5.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.16	高木出第2汚水中継ポンプ場	φ1200×5.32	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.17	鷲島汚水中継ポンプ場	φ1500×7.29	100×5.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.18	小神1号汚水中継ポンプ場	φ1500×4.74	80×2.2		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.19	島3号汚水中継ポンプ場	φ1500×5.18	80×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.20	茄子島汚水中継ポンプ場	φ1500×5.68	80×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.21	島4号汚水中継ポンプ場	φ1500×4.68	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.22	島2号汚水中継ポンプ場	φ1500×4.35	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.23	野寺第2汚水中継ポンプ場	φ1500×4.36	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.24	後谷第1汚水中継ポンプ場	φ1500×7.50	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.25	埴生第1汚水中継ポンプ場	φ1500×3.75	80×1.5	1	1.0	1.0	0.125	0.13	0.15
※NO.26	野端第1汚水中継ポンプ場	φ1500×5.11	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.28	東福町第1汚水中継ポンプ場	φ1500×4.13	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.29	末友第4汚水中継ポンプ場	φ1200×3.57	65×1.5	1	1.0	1.0	0.125	0.13	0.13
※NO.30	末友第5汚水中継ポンプ場	φ1500×3.25	80×2.2		1.0	1.0	0.125	0.13	
※NO.31	末友第6汚水中継ポンプ場	φ1200×4.09	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.32	末友第7汚水中継ポンプ場	φ900×3.05	32×1.0		1.0	0.85	0.106	0.11	
※NO.33	末友第8汚水中継ポンプ場	φ1200×4.00	65×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.34	渋江第1汚水中継ポンプ場	φ1500×6.19	100×3.7		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.35	渋江第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.30	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.36	渋江第3汚水中継ポンプ場	φ1200×5.30	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.37	和沢第1汚水中継ポンプ場	φ1500×5.31	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.38	和沢第2汚水中継ポンプ場	φ1500×5.38	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.39	福久汚水中継ポンプ場	φ900×1.77	32×1.0		1.0	0.85	0.106	0.11	
※NO.40	西島第1汚水中継ポンプ場	φ1500×5.31	80×3.7	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.41	新西汚水中継ポンプ場	φ1500×3.51	80×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
※NO.42	水島汚水中継ポンプ場	φ1500×5.66	80×2.2		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.43	石坂第1汚水中継ポンプ場	φ1500×5.65	80×2.2		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.44	平田第1汚水中継ポンプ場	φ1500×3.67	80×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
※NO.45	吉和台第1汚水中継ポンプ場	φ1500×4.32	80×3.7		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.46	野寺第3汚水中継ポンプ場	φ1500×8.03	100×11.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.47	赤倉第2汚水中継ポンプ場	φ1200×5.257	65×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.48	赤倉第3汚水中継ポンプ場	φ1200×4.651	65×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.49	水牧第3汚水中継ポンプ場	φ1200×5.170	65×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.50	平桜第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.515	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.51	水牧第4汚水中継ポンプ場	φ1200×5.268	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.52	藤森第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.612	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.53	水牧第5汚水中継ポンプ場	φ1200×5.258	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.54	岡第1汚水中継ポンプ場	φ1500×6.274	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.55	芹川第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.078	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.56	浅地第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.85	65×0.75		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.57	清水第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.199	65×0.75		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.58	清水第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.885	65×0.75		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.59	綾子第4汚水中継ポンプ場	φ1200×4.030	80×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
※NO.60	桜町第1汚水中継ポンプ場	φ900×3.150	50×0.75		1.0	1.2	0.150	0.15	
※NO.61	桜町第2汚水中継ポンプ場	φ1200×3.930	65×1.5		1.0				
※NO.62	岡第2汚水中継ポンプ場	φ1200×5.508	65×0.75		1.0				
※NO.63	東福町第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.620	65×1.5		1.0				
※NO.64	浅地第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.700	65×1.5		1.0				
※NO.65	養輪第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.050	65×0.75		1.0				
※NO.66	芹川第2汚水中継ポンプ場	φ1200×5.490	65×0.75		1.0				
※NO.67	興法寺第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.250	65×0.75	1	1.0				
※NO.68	下川崎第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.726	65×0.75		1.0				
※NO.69	鴨島第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.507	65×0.75	1	1.0				
※NO.70	蓮沼第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.293	65×1.5		1.0				
※NO.71	長第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.250	65×0.75		1.0				
※NO.72	興法寺第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.700	65×0.75	1	1.0				
※NO.73	養輪第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.822	65×1.5	1	1.0				
※NO.74	綾子第5汚水中継ポンプ場	φ1200×6.482	65×1.5		1.0				
※NO.75	蓮沼第2汚水中継ポンプ場	φ1200×6.619	65×1.5		1.0				
※NO.76	養輪第3汚水中継ポンプ場	φ1200×5.600	65×0.75		1.0				
※NO.77	胡麻島第1汚水中継ポンプ場	φ1200×6.085	65×1.5	1	1.0				
※NO.78	経田第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.886	65×0.75	1	1.0				
※NO.79	浅地第2汚水中継ポンプ場	φ1200×3.359	65×0.75		1.0				
※NO.80	和沢第3汚水中継ポンプ場	φ1200×6.249	65×0.75	1	1.0				
※NO.81	高木第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.620	65×0.75		1.0				
計	80ポンプ場			27	80.0				

定期点検所要日数 表B-2

管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員 配置人数	点検回数 (回)	点検所要時間 (hr)	点検所要日数 (日/回)	年間所要日数 (日)	交通誘導員 (人)
※NO.23	野寺第2汚水中継ポンプ場	φ1500×4.36	80×1.5		1				
※NO.24	後谷第1汚水中継ポンプ場	φ1500×7.50	80×1.5		1				
※NO.25	埴生第1汚水中継ポンプ場	φ1500×3.75	80×1.5	1	1				
※NO.12	野寺汚水中継ポンプ場	φ1500×3.50	80×1.5		1				
※NO.38	和沢第2汚水中継ポンプ場	φ1500×5.38	80×1.5		1				
計	5ポンプ場			1	5				

保守点検所要日数(日)

管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員 配置人数	①	②	③	④	交通誘導員 (人)
					点検回数	点検所要時間 (hr)	点検所要日数 (日/回)	年間所要日数 (日)	
NO.1	田川第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.21	80×2.2		1.0				
NO.2	田川第2汚水中継ポンプ場	φ 1500×2.52	80×3.7		1.0				
※NO.3	田川第3汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.80	80×5.5		1.0				
※NO.4	田川第4汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.79	80×2.2		1.0				
※NO.5	矢水町第4汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.78	65×1.5		1.0				
※NO.6	矢水町第5汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.84	100×5.5	1	1.0				
※NO.7	矢水町第3汚水中継ポンプ場	φ 900×3.64	65×1.5		1.0				
※NO.8	矢水町第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.16	65×1.5		1.0				
※NO.9	矢水町第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.83	65×2.2		1.0				
※NO.10	棚田汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.75	80×2.2		1.0				
※NO.11	松尾第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5		1.0				
※NO.12	松永汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5		1.0				
※NO.13									
※NO.14	北一第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.79	65×1.5		1.0				
NO.15									
※NO.16	北一第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.70	65×1.5		1.0				
※NO.17	八講田第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5		1.0				
※NO.18	八講田第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5		1.0				
※NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	φ 900×3.97	65×1.5		1.0				
※NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.47	65×1.5	1	1.0				
※NO.21	末友第2汚水中継ポンプ場	φ 900×3.70	65×1.5		1.0				
※NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.23	65×1.5		1.0				
※NO.23	末友第3汚水中継ポンプ場	φ 900×3.30	65×1.5		1.0				
※NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	φ 900×4.05	65×1.5		1.0				
※NO.25	臼谷第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.91	65×1.5		1.0				
※NO.26	臼谷第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.03	65×1.5		1.0				
※NO.27	臼谷第4汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.81	65×1.5	1	1.0				
※NO.28	臼谷第5汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.82	65×1.5		1.0				
※NO.29	臼谷第6汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.16	65×1.5		1.0				
※NO.30	臼谷第7汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.85	65×1.5		1.0				
NO.31									
NO.32	臼谷第9汚水中継ポンプ場	φ 900×4.09	65×1.5		1.0				
NO.33	臼谷第10汚水中継ポンプ場	φ 900×2.85	65×1.5		1.0				
計	30ポンプ場			3	30.00				

定期点検所要日数 表B-2

管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員 配置人数	点検回数 (回)	点検所要時間 (hr)	点検所要日数 (日/回)	年間所要日数 (日)	交通誘導員 (人)
※NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	φ 900×4.05	65×1.5		1.0				
※NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.23	65×1.5		1.0				
※NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	φ 900×3.97	65×1.5		1.0				
※NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.47	65×1.5	1	1.0				
計	4ポンプ場				4				

基本3時間

保守点検所要日数(日)

洗浄業務所要日数 表B-3

※記号は通報装置設置箇所

管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員 配置人数	通常点検回数 (年/回)	点検所要時間 (hr)	点検所要日数 (日/回)	年間所要日数 (日)	交通誘導員 (人)
※NO.1	西福町第1汚水中継ポンプ場	φ1500×3.60	80×2.2	1	1				
※NO.2	西福町第2汚水中継ポンプ場	φ1200×3.60	65×1.5		1				
※NO.3	今石動汚水中継ポンプ場	φ1500×5.54	80×1.5	1	1				
※NO.4	小矢部町汚水中継ポンプ場	φ 900×3.59	65×1.5		1				
※NO.5	泉町汚水中継ポンプ場	φ1200×3.53	80×1.5		1				
※NO.6	西町第1汚水中継ポンプ場	φ1200×3.43	80×1.5		1				
※NO.7	綾子第2汚水中継ポンプ場	φ1500×7.58	100×3.7	2	1				
※NO.8	綾子第1汚水中継ポンプ場	φ1800×6.23	150×5.5	2	1				
※NO.9	綾子第3汚水中継ポンプ場	φ1500×4.82	80×3.7		1				
※NO.10	島1号汚水中継ポンプ場	φ1500×5.14	80×2.2		1				
※NO.11	赤倉汚水中継ポンプ場	φ1500×6.94	100×5.5	1	1				
※NO.12	野寺汚水中継ポンプ場	φ1500×3.50	80×1.5		1				
※NO.13	水牧2号汚水中継ポンプ場	φ1500×5.12	80×1.5		1				
※NO.14	水牧1号汚水中継ポンプ場	φ1500×4.86	80×1.5		1				
※NO.15	高木出汚水中継ポンプ場	φ1500×6.24	100×5.5	1	1				
※NO.16	高木出第2汚水中継ポンプ場	φ1200×5.32	65×1.5		1				
※NO.17	鷺島汚水中継ポンプ場	φ1500×7.29	100×5.5	1	1				
※NO.18	小神1号汚水中継ポンプ場	φ1500×4.74	80×2.2		1				
※NO.19	島3号汚水中継ポンプ場	φ1500×5.18	80×1.5	1	1				
※NO.20	茄子島汚水中継ポンプ場	φ1500×5.68	80×1.5	1	1				
※NO.21	島4号汚水中継ポンプ場	φ1500×4.68	80×1.5		1				
※NO.22	島2号汚水中継ポンプ場	φ1500×4.35	80×1.5		1				
※NO.23	野寺第2汚水中継ポンプ場	φ1500×4.36	80×1.5		1				
※NO.24	後谷第1汚水中継ポンプ場	φ1500×7.50	80×1.5		1				
※NO.25	殖生第1汚水中継ポンプ場	φ1500×3.75	80×1.5	1	1				
※NO.26	野端第1汚水中継ポンプ場	φ1500×5.11	80×1.5		1				
※NO.27									
※NO.28	東福町第1汚水中継ポンプ場	φ1500×4.13	80×1.5		1				
※NO.29	末友第4汚水中継ポンプ場	φ1200×3.57	65×1.5	1	1				
※NO.30	末友第5汚水中継ポンプ場	φ1500×3.25	80×2.2		1				
※NO.31	末友第6汚水中継ポンプ場	φ1200×4.09	65×1.5		1				
※NO.32	末友第7汚水中継ポンプ場	φ 900×3.05	32×1.0		1				
※NO.33	末友第8汚水中継ポンプ場	φ1200×4.00	65×1.5	1	1				
※NO.34	渋江第1汚水中継ポンプ場	φ1500×6.19	100×3.7		1				
※NO.35	渋江第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.30	65×1.5		1				
※NO.36	渋江第3汚水中継ポンプ場	φ1200×5.30	65×1.5		1				
※NO.37	和沢第1汚水中継ポンプ場	φ1500×5.31	80×1.5		1				
※NO.38	和沢第2汚水中継ポンプ場	φ1500×5.38	80×1.5		1				
※NO.39	福久汚水中継ポンプ場	φ 900×1.77	32×1.0		1				
※NO.40	西島第1汚水中継ポンプ場	φ1500×5.31	80×3.7	1	1				
※NO.41	新西汚水中継ポンプ場	φ1500×3.51	80×1.5		1				
※NO.42	水島汚水中継ポンプ場	φ1500×5.66	80×2.2		1				
※NO.43	石坂第1汚水中継ポンプ場	φ1500×5.65	80×2.2		1				
※NO.44	平田第1汚水中継ポンプ場	φ1500×3.67	80×1.5		1				
※NO.45	吉和台第1汚水中継ポンプ場	φ1500×4.32	80×3.7		1				
※NO.46	野寺第3汚水中継ポンプ場	φ1500×8.03	100×11.5	1	1				
※NO.47	赤倉第2汚水中継ポンプ場	φ1200×5.257	65×1.5	1	1				
※NO.48	赤倉第3汚水中継ポンプ場	φ1200×4.651	65×1.5	1	1				
※NO.49	水牧第3汚水中継ポンプ場	φ1200×5.170	65×1.5	1	1				
※NO.50	平桜第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.515	65×1.5		1				
※NO.51	水牧第4汚水中継ポンプ場	φ1200×5.268	65×1.5		1				
※NO.52	藤森第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.612	65×1.5		1				
※NO.53	水牧第5汚水中継ポンプ場	φ1200×5.258	65×1.5		1				
※NO.54	岡第1汚水中継ポンプ場	φ1500×6.274	80×1.5		1				
※NO.55	芹川第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.078	65×1.5		1				
※NO.56	浅地第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.85	65×0.75		1				
※NO.57	清水第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.199	65×0.75		1				
※NO.58	清水第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.885	65×0.75		1				
※NO.59	綾子第4汚水中継ポンプ場	φ1200×4.030	80×1.5	1	1				
※NO.60	桜町第1汚水中継ポンプ場	φ900×3.150	50×0.75		1				
※NO.61	桜町第2汚水中継ポンプ場	φ1200×3.930	65×1.5		1				
※NO.62	岡第2汚水中継ポンプ場	φ1200×5.508	65×0.75		1				
※NO.63	東福町第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.620	65×1.5		1				
※NO.64	浅地第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.700	65×1.5		1				
※NO.65	養輪第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.050	65×0.75		1				
※NO.66	芹川第2汚水中継ポンプ場	φ1200×5.490	65×0.75		1				
※NO.67	興法寺第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.250	65×0.75	1	1				
※NO.68	下川崎第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.726	65×0.75		1				
※NO.69	鴨島第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.507	65×0.75	1	1				
※NO.70	蓮沼第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.293	65×1.5		1				
※NO.71	長第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.250	65×0.75		1				
※NO.72	興法寺第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.700	65×0.75	1	1				
※NO.73	養輪第2汚水中継ポンプ場	φ1200×4.822	65×1.5	1	1				
※NO.74	綾子第5汚水中継ポンプ場	φ1200×6.482	65×1.5		1				
※NO.75	蓮沼第2汚水中継ポンプ場	φ1200×6.619	65×1.5		1				
※NO.76	養輪第3汚水中継ポンプ場	φ1200×5.600	65×0.75		1				
※NO.77	胡麻島第1汚水中継ポンプ場	φ1200×6.085	65×1.5	1	1				
※NO.78	経田第1汚水中継ポンプ場	φ1200×5.886	65×0.75	1	1				
※NO.79	浅地第2汚水中継ポンプ場	φ1200×3.359	65×0.75		1				
※NO.80	和沢第3汚水中継ポンプ場	φ1200×6.249	65×0.75	1	1				
※NO.81	高木第1汚水中継ポンプ場	φ1200×4.620	65×0.75		1				
<b>計</b>	<b>80ポンプ場</b>			<b>27</b>	<b>80</b>				

洗浄業務所要日数 表B-4

管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員 配置人数	点検回数 (回)	点検所要時間 (hr)	点検所要日数 (日/回)	年間所要日数 (日)	交通誘導員 (人)
※NO.23	野寺第2汚水中継ポンプ場	φ1500×4.36	80×1.5		1	3.0	0.375	0.375	
※NO.24	後谷第1汚水中継ポンプ場	φ1500×7.50	80×1.5		1	3.0	0.375	0.375	
※NO.25	殖生第1汚水中継ポンプ場	φ1500×3.75	80×1.5	1	1	3.0	0.375	0.375	0.38
※NO.12	野寺汚水中継ポンプ場	φ1500×3.50	80×1.5		1	3.0	0.375	0.375	
※NO.38	和沢第2汚水中継ポンプ場	φ1500×5.38	80×1.5		1	3.0	0.375	0.375	
<b>計</b>	<b>5ポンプ場</b>			<b>1</b>	<b>5</b>	<b>15.0</b>	<b>1.9</b>	<b>1.9</b>	<b>0.4</b>

保守点検所要日数(日)

洗浄業務所要日数 表B-3 ※記号は通報装置設置箇所

管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員 配置人数	通常点検回数 (年/回)	点検所要時間 (hr)	点検所要日数 (日/回)	年間所要日数 (日)	交通誘導員 (人)
NO.1	田川第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.21	80×2.2		1				
NO.2	田川第2汚水中継ポンプ場	φ 1500×2.52	80×3.7		1				
※NO.3	田川第3汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.80	80×5.5		1				
※NO.4	田川第4汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.79	80×2.2		1				
※NO.5	矢水町第4汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.78	65×1.5		1				
※NO.6	矢水町第5汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.84	100×5.5	1	1				
※NO.7	矢水町第3汚水中継ポンプ場	φ 900×3.64	65×1.5		1				
※NO.8	矢水町第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.16	65×1.5		1				
※NO.9	矢水町第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.83	65×2.2		1				
※NO.10	棚田汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.75	80×2.2		1				
※NO.11	松尾第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5		1				
※NO.12	松永汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5		1				
※NO.13									
※NO.14	北一第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.79	65×1.5		1				
NO.15									
※NO.16	北一第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.70	65×1.5		1				
※NO.17	八講田第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5		1				
※NO.18	八講田第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.95	65×1.5		1				
※NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	φ 900×3.97	65×1.5		1				
※NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.47	65×1.5	1	1				
※NO.21	末友第2汚水中継ポンプ場	φ 900×3.70	65×1.5		1				
※NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.23	65×1.5		1				
※NO.23	末友第3汚水中継ポンプ場	φ 900×3.30	65×1.5		1				
※NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	φ 900×4.05	65×1.5		1				
※NO.25	臼谷第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.91	65×1.5		1				
※NO.26	臼谷第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.03	65×1.5		1				
※NO.27	臼谷第4汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.81	65×1.5	1	1				
※NO.28	臼谷第5汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.82	65×1.5		1				
※NO.29	臼谷第6汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.16	65×1.5		1				
※NO.30	臼谷第7汚水中継ポンプ場	φ 1200×2.85	65×1.5		1				
NO.31									
NO.32	臼谷第9汚水中継ポンプ場	φ 900×4.09	65×1.5		1				
NO.33	臼谷第10汚水中継ポンプ場	φ 900×2.85	65×1.5		1				
計	30ポンプ場				30.00				

洗浄業務所要日数 表B-4

管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員 配置人数	点検回数 (回)	点検所要時間 (hr)	点検所要日数 (日/回)	年間所要日数 (日)	交通誘導員 (人)
※NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	φ 900×4.05	65×1.5		1.0	3.0	0.375	0.375	
※NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.23	65×1.5		1.0	3.0	0.375	0.375	
※NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	φ 900×3.97	65×1.5		1.0	3.0	0.375	0.375	
※NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	φ 900×3.47	65×1.5	1	1.0	3.0	0.375	0.375	0.38
計	4ポンプ場				4	12	1.5	1.5	0.38







## 小矢部市下水道マンホールポンプ保守点検業務委託一般仕様書

### 第 1 章 総 則

- (目 的)  
第 1 項 この一般仕様書は、小矢部市下水道マンホールポンプ保守点検業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき小矢部市下水道マンホールポンプ保守点検業務の履行について必要な事項を定めるものとする。
- (適用範囲)  
第 2 項 点検業務および緊急対応の対象となる施設の範囲は、本仕様書に掲げた施設場所を対象とする。
- (概 要)  
第 3 項 受託者は、全ての流入汚水が的確かつ経済的に流下するようにマンホールポンプの機能を十分に保全する。  
また、受益者の信頼に応えるため、トラブルの発生を未然に防ぐとともに、緊急時には迅速かつ的確な処置を行うものとする。
- (業務委託の内容)  
第 4 項 受託者は、本業務について、以下に定めるところにより実施するものとする。
- 1 保守点検業務
    - 1) 通常点検
      - ①ポンプ運転状態の把握  
ポンプを手動運転にて、各種計器類の指示値及び振動・異音等から運転状態を把握する。
      - ②外観の点検  
ポンプ制御盤及びマンホール内、ポンプ及び設備配管を状態目視にて異常の有無を点検する。
      - ③非常通報装置及び各種保護装置の作動テスト  
非常通報装置・回転灯及び漏電遮断器等の保護装置をテスト鉋及び強制作動により作動確認する。
      - ④清掃作業  
マンホール内に堆積した固形物、砂、スカム等の除去及び各機器の清掃を行い、ポンプ場の機能を保全する。  
清掃作業の手順及びその内容は以下の通りとする。
        1. 高圧洗浄機によるマンホール内の高圧水洗浄
        2. 予旋回槽および流入管口付近に堆積した、スカムやし渣の除去
        3. ポンプによる洗浄水等の除去
        4. 揚泥車によるマンホールポンプ内汚物の吸水、吸泥  
なお、揚泥車による吸泥作業を実施した場合の機械経費は本業務には含まず、別途清算するものとする。
      - ⑤点検の周期  
別に定める点検頻度一覧表及び通常点検報告書に基づき、実施するものとする。
    - 2) 定期点検

- ①ポンプの本体及び着脱機能の確認  
ポンプの着脱がスムーズにできることと、ポンプオイル交換及び羽根車に異物の有無確認清掃を行う。
- ②水位計によるポンプの稼働確認  
水位計を強制作動によりポンプの稼働確認し、特に HHWL 状態でのポンプの台数制御を確認する。
- ③制御盤及びポンプの絶縁抵抗値の測定  
ポンプ制御盤内の主回路・制御回路及びポンプの絶縁抵抗値を測定する。
- ④点検の周期  
別に定める点検頻度一覧表及び定期点検報告書に基づき、実施するものとする。

2. 異常通報監視待機業務

受託者は、異常通報待機業務として、本市の中央監視システムから異常発生時に通報される通報連絡を、2名の者が常に着信できる体制とする。

また、異常発生通報があった場合には、以下の対応を行うものとする。

- ①異常発生処置連絡
- ②異常発生簡易対応処置（緊急対応）
- ③施設の復旧履歴確認

3. 緊急対応

受託者は、緊急時の初期対応について優先的に対応するものとし、常に対応できる体制を、整えておかなければならない。

なお、初期対応に要する費用については、異常に対して、制御盤のスイッチ操作等の軽微な作業で済むものについては本業務に含むものとするが、復旧に際して相当数の役務、機械器具を要するものについては本業務には含まず、別途清算するものとする。

4. その他業務

受託者は、その他業務として、保守点検業務及び異常通報監視業務と合わせて、以下の業務を実施し、その結果を毎月提出するものとする。

- ①点検結果報告書・・・・・・・・・・通常点検、定期点検報告書
  - ②巡回調査業務・・・・・・・・・・施設ポンプ運転時間、運転回数並びに運転値調査業務報告書
- なおこれらの報告に係る様式等については、監督員と協議の上決定するものとする。

能力基準等)  
第 5 項

受託者は、委託業務の履行するにあたり、次に掲げる作業員について、それぞれ当該各号にあげる者を従事させなければならない。

- 1) 第 2 種酸素欠乏症作業主任
- 2) 第 2 種電気工事士
- 3) 小型移動式クレーン運転技術講習
- 4) 玉掛技術講習

(施設範囲)

第 6 項

点検対象施設は下記一覧表にて行うものとする。

西福町	石動・埴生		松沢		津沢	蟹谷	荒川	藪波	子撫	水島
西福町第1	綾子第1	長	赤倉	水牧1号	新西	渋江第1	岡第1	浅地第1	桜町第1	経田第1
西福町第2	綾子第2	蓮沼第1	赤倉第2	水牧2号	西島第1	渋江第2	芹川第1	安養寺	桜町第2	胡麻島第1
	綾子第3	蓮沼第2	赤倉第3	水牧第3	水島	渋江第3	岡第2	浅地第2		
	石坂第1	綾子第5	小神1号	水牧第4	清水第1	末友第4	芹川第2	高木第1		
	泉町		島1号	和沢第1	清水第2	末友第5				
	今石動		島2号	和沢第2	蓑輪	末友第6				
	後谷第1		島3号	鷺島	興法寺	末友第7				
	小矢部町		島4号	水牧第5	下川崎	末友第8				
	西町第1		高木出第2	和沢第3	鴨島	平桜第1				
	野端第1		高木出		興法寺第2	平田第1				
	埴生第1		茄子島		蓑輪第2	藤森第1				
	東福町第1		野寺		蓑輪第3					
	吉和台第1		野寺第2							
	東福町第2		野寺第3							
	綾子第4		福久							
2ポンプ場	19ポンプ場		24ポンプ場		12ポンプ場	11ポンプ場	4ポンプ場	4ポンプ場	2ポンプ場	2ポンプ場

田川		藪波		北蟹谷	
田川第1		矢水町第4		棚田	末友第3
田川第2		矢水町第5		松尾第1	白谷第1
田川第3		矢水町第3		松永	白谷第2
田川第4		矢水町第2		北一第1	白谷第3
		矢水町第1		北一第3	白谷第4
				八講田第2	白谷第5
				八講田第1	白谷第6
				五郎丸第2	白谷第7
				五郎丸第1	
				末友第2	白谷第9
				末友第1	白谷第10
4ポンプ場		5ポンプ場		21ポンプ場	

(業務委託実施計画書)

第 7 項 受託者は、点検業務実施計画書（以下「計画書」という。）を次に掲げる要領で作成し、委託者に提出しなければならない。

- 1) 受託者の業務概要
- 2) 現場業務執行組織体制
- 3) 作業員の資格証明書の写し
- 4) 定期点検、通常点検実施計画書
- 5) 非常時の対策及び緊急連絡体制
- 6) 安全衛生管理計画
- 7) その他点検管理業務計画に係る業務計画

(提出書類)

第 8 項 受託者は、委託業務の着手及び完了に当たり、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 1) 業務着手届
- 2) 点検報告書
- 3) 業務完成届書、引渡書
- 4) その他必要とする書類

(器具・工具及び車両)

第 9 項 受託者は、点検業務の履行に必要な測定機器、安全衛生対策用器具、標準的工具、車輛等は受託者が負担するものとする。

(委託業務期間)

第 10 項 委託業務期間は、令和 2 年 4 月 2 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(疑義の協議)

第 11 項 この一般仕様書に定めのない事項又はこの一般仕様書の条項について疑義が生じた事項については、必要の都度委託者及び受託者が協議して定めるものとする。